

令和3年度 岐阜県観光連盟
岐阜県教育旅行支援事業（地域観光事業支援）実施要綱

（趣旨）

第1条 岐阜県内の学校が行う教育旅行の代金（以下「旅行代金等」という。）を対象として、この要綱の規定に基づき、予算の範囲内で助成金を交付する事業（以下、「教育旅行支援事業」という。）を実施する。

（事務局）

第2条 申請の受付、交付決定の通知、その他教育旅行支援事業に関する手続きは、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）が行うものとする。

（助成対象事業者）

第3条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者とする。

2 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（以下、「暴排措置要綱」という。）第3条に規定する暴排措置の対象となる事業者は、本助成事業の対象としないものとする。

（助成対象事業）

第4条 助成金の対象となる事業は、次の要件を全て満たすものであること。

- （1）岐阜県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（以下、「学校」という。）が学校行事として行う教育旅行（日帰り旅行、宿泊を伴う旅行）で、旅行先が岐阜県内であること。
- （2）令和3年7月12日から令和3年12月24日までに実施する旅行であること。
なお、宿泊を伴う旅行の場合は令和3年12月25日チェックアウトまでとする。
但し、令和3年11月30日までに第7条の助成金の交付決定を受けていること。
- （3）日帰り旅行の場合は、同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含む旅行で、旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する旅行サービス等を含む旅行であること。
- （4）宿泊を伴う旅行の場合は、岐阜県内の旅館業法の適用を受けている宿泊施設に宿泊すること。
- （5）旅行中における徹底した新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。
- （6）当該教育旅行の実施期間中において、岐阜県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合及び岐阜県が旅行商品割引事業の停止を決定した場合は、その期間中の事業は対象としない。

（助成額）

第5条 対象事業者は、別表1の範囲内で旅行代金から割引額を差し引いて販売するものとし、助成額は割引額及び参加実績に応じた販売手数料とする。

2 市町村等が実施する割引事業との併用は可とするが、旅行代金の算定に当たっては市町村等の割引を適用した後の金額を基準とする。なお、連盟が実施する「大手旅行会社による旅行商品割引支援金事業」及び「岐阜県修学旅行助成金事業」、（一社）岐阜県旅行業協会が実施する割引事業との併用は不可とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、原則当該教育旅行の出発日の7日前までに助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて連盟会長(以下、「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 助成金算出計算書(様式第2号)
- (2) 旅行行程表
- (3) 旅行費用見積書(1人あたりの旅行代金がかかるもの)
- (4) 旅行契約申込書の写し
- (5) 前各号の掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金交付決定通知書(様式第3号)により、対象事業者へ通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 対象事業者は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた事業について、旅行実施日等事業内容を変更しようとする場合は、速やかに連盟へ報告するものとする。

(事業の中止)

第9条 対象事業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 対象事業者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から30日を経過した日までに、助成金実績報告書兼請求書(様式第5号)と共に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 助成金実績内訳書(様式第6号)
- (2) 実施証明書(様式第7号)
- (3) 以下に掲げる各種証明書
日帰り旅行の場合は、施設利用証明書(様式第8号)
宿泊を伴う旅行の場合は、宿泊証明書(様式第9号)
- (4) 旅行行程表
- (5) 旅行費用請求書(学校側の確認印が押印されたものの写し)
- (6) 前各号の掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による実績報告及び請求があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第10号)により、対象事業者に通知するものとする。

2 連盟は、前項の規定により確定した助成金を速やかに申請者の指定する金融機関口座に支払うものとする。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う交付決定の取消し)

第12条 会長は、第7条の規定により助成金の交付を決定した後、当該教育旅行の実施期間中において、岐阜県内を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合及び岐阜県が旅行商品割引事業の停止を決定した場合は、この交付決定を取り消す。

(助成金の関係書類等の保存)

第 13 条 対象事業者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存するものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 第 6 条の規定による申請があった場合において、申請者が第 3 条第 2 項の規定に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。

2 会長が第 7 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第 3 条第 2 項の規定に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、第 11 条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第 15 条 会長は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 27 日から適用する。

別表 1

割 引 額	販売手数料
旅行代金の半額又は1人泊あたり5,000円のいずれか小さい方の額（日帰り旅行の場合は、旅行代金の半額又は一人あたり5,000円のいずれか小さい方の額）	割引額の10%の額

※旅行代金は、税込の金額とする。

※助成額は1円単位で計算し、1円未満は切り捨てること。

※販売手数料は、1円未満は切り捨てること。